

社会福祉法人いまい福社会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いまい福社会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事、評議員選任解任委員をいう。

(報酬)

第3条 当法人の役員に対する報酬は原則として無報酬とする。

(会議の出席費用弁償等)

第4条 役員が会議に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	費用弁償（日額）
会議出席費用（交通費一律）	2,000 円

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第6条 当規程の改廃は評議員会において決議する。

附 則

この規程は平成29年6月17日より適用する。